

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月 22日

愛知県知事 殿

提出者

住所 愛知県江南市高屋町大松原 137

氏名 愛知県厚生農業協同組合

江南厚生病院 院長 河野 彰夫
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0587-51-3333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院
事業場の所在地	愛知県江南市高屋町大松原 137 番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	病床数 684床
③従業員数	約1,600人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為等にて感染性廃棄物発生→形状等ごとに分別し、指定場所に廃棄→清掃業者等が指定保管場所に運搬→収集運搬業者が中間処理施設へ収集運搬→中間処理上にて処理

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【特別管理産業廃棄物管理責任者】

（副院長）（感染性廃棄物）

（施設課長：特別管理産業廃棄物管理責任者講習受講修了者）（上記以外）

【特別管理産業廃棄物実施責任者】

（事務管理室長）

【廃棄物に係わる委員会】

廃棄物管理委員会（委員：医師、医療安全対策室、薬剤師、放射線技師、検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、看護師、事務）

【施設内収集運搬】

ダスキンヘルスケア（院内清掃委託業者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状

【前年度（令和2年度）実績】

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の種類		
排出 量	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類		
排出 量	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

感染性廃棄物は、鋭利な物、固形状の物、液状の物を分別

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成の廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに沿った形で分別の徹底を周知する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 つた 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和 2年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t

		優良認定処理業者へ の 処理委託 量	t	t
		再生利用業者へ の 処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者へ の処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	t	t
(これまでに実施した取組)				

(第5面)

2 計画	【目標】別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	t	t
	再生利用業者への 処理委託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

電子情報処理組織の 使用に関する事項	<p>【前年度（令和 2 度）実績】</p> <table> <tr> <td>特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)</td><td>170.605 t</td></tr> </table>	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)	170.605 t
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)	170.605 t		
	<p>(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入済</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14 第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3 第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4 第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が 50 トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の3 第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状		【前年度（令和2年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	腐食性廃酸		
排 出 量	167.880 t	2.379t		
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油			
排 出 量	0.666 t			
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>確実に感染性廃棄物に該当しない廃棄物を、事業系一般廃棄物として廃棄・処理するよう周知している。</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、患者数が減少した為、廃棄物が減量したと思われる。</p>				
2 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	腐食性廃酸		
排 出 量	165.000 t	2.350t		
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油			
排 出 量	0.650 t			
<p>(今後実施する予定の取り組み)</p> <p>感染性廃棄物については、引き続き分別マニュアルを周知徹底することにより、適正に管理を行う。</p> <p>その他の特別産業廃棄物については減量化を推進する。</p>				

《別 紙》

《別 紙》

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	腐食性廃酸
	全処理委託量	167.880 t	2.379t
	優良認定処理業者への 処理委託量	154.430 t	2.379t
	再生利用業者への 処理委託量	0.000 t	0t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t	0t
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	0.666 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.666 t	
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	
	(これまでに実施した取組) 処理する上で優良認定処理業者への委託を可能な限り考慮している。		

《別 紙》

	1 計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	腐食性廃酸
		全処理委託量	165.000 t	2.350t
		優良認定処理業者への 処理委託量	165.000 t	2.350t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	0t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	0t
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
		全処理委託量	0.650 t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	0.65	
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	
		(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物分別マニュアルを周知徹底することにより、感染性廃棄物 の減量に努める。		

